

○犯人逮捕等に協力した者に対する特別報賞金給付規程の制定について

〔昭和60年9月5日
甲通達（務）第33号〕

警察官の職務に協力援助して災害を受けた者については、「山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和42年山梨県条例第44号。以下「条例」という。）」に基づき、災害給付が行われているところであるが、今般新たに訓令第10号をもつて、「犯人逮捕等に協力した者に対する特別報賞金給付規程（以下「規程」という。）」を制定し、昭和60年5月1日から適用することとしたので、下記の事項に留意の上、適切な運用を図るよう努められたい。

記

第1 制定の趣旨

現行の「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）」においては、同一の事案について他の法令による補償又は給付が行われた場合には、その限度において災害給付の責めを免れる旨規定されており（法第8条）、したがつて警察官の職務に協力援助して災害を受けた場合であっても、条例に基づく災害給付は行われないことがある。

このことは、補償制度全般の趣旨からみれば当然のことではあるが、警察に対する協力援助行為による災害に対して警察からなんらの措置ができないことは、刑事政策上の面からも的を得たものとはいえないで、このような場合においても、警察としてできる限り適切な措置がとり得るよう新たにこの規程を定めたものである。

第2 紹介等（第2条関係）

1 紹介の対象

この規定により特別報賞金を紹介することができるものは、警察官の行う犯人の逮捕又は犯罪の捜査に協力援助し、死亡又は著しい身体障害の災害を受けた者の範囲に限定される。また、この規程は法とは異なり、警察官の協力要請の有無、警察官の所在の有無又は犯罪の種別若しくは現行犯、非現行犯を問わず、協力援助した者に対して適用されるものである。

しかしながら、逮捕権限のない一般部外者に非現行犯人を逮捕することを予定したものでないでの、犯人逮捕については、原則的には現行犯人逮捕と解されたい。

2 協力援助の内容

法では、人命の救助活動を行つた場合にも給付の対象となるが、この規定では、人命救助活動は含まれず、犯人逮捕及び犯罪捜査活動に協力援助した場合に限られる。

3 人的制限、場所的制限

法では、職務上義務ある者又は被害者若しくは被害者と家族関係にある者が行つた協力援助については、給付対象から除外されるが、この規定では、これらの人的制限は定められていず、また、国会、裁判所内等の場所的制限も定められていないので、給付の対象とされるものである。

第3 併給（第3条関係）

この規定は、犯人逮捕及び犯罪捜査活動に協力援助した者は、同一事案について条例及び他の法令により給付又は補償を受けた場合であつても、給付の対象とされた。

第4 給付の上申（第4条関係）

1 上申手続き

協力者に対し給付を行うべき災害が発生した場合の上申手続きは、警察官が現場にいた場合は、当該警察官の所属の長又は応援派遣を受け、これを指揮した山梨県警察の部署の長の責任において行い、警察官のいない場合でなされた場合については、協力援助を具体的に行つた場所の所轄警察署長又は高速道路交通警察隊長の責任で上申することとされた。

なお、上申は、本部警務課経由で本部長あてに行うものとする。

2 上申書の添付資料

- (1) 災害認定書又は災害状況調査報告書には、災害の発生日時、場所、協力援助の具体的な内容及び事実、災害の原因、傷病名及びその部位、程度、災害発生後の措置等を詳細に記載すること。
- (2) 医師の診断書又は意見書とは、死亡の場合は死亡診断書（死体検案書）、著しい身体障害が残ることが明らかに認められる場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）の別表に定める第1級から第8級までの身体障害の決定を行うに必要な事項を記載した意見書とする。
- (3) 災害の発生を認定するために必要な資料は、捜査報告書、実況見分調書、関係者の供述調書又は上申書等で協力事案を説明できる資料とする。
- (4) 他の法令による給付又は補償を受けた場合の証明資料は、給付又は補償を受けた年月日、金額、支給官公序名、受領者（協力者との続柄）等を記載した証明書又は事実調査書をいう。ただし、給付又は補償を受けるためその手続中のものについては、事実調査書によるものとす

る。

- (5) 協力者が死亡した場合の遺族関係を証明する資料は、特別報賞金を受けることができる者の戸籍謄本とする。ただし、内縁関係にある者については、事実調査書をもつてこれに代えることができる。
- (6) 条例又は他の法令により、給付又は補償を受けている場合は、上申書添付の関係書類は、その写しをもつてこれに代えることができることとする。

第5 納付額等（第5条関係）

1 納付額

特別報賞金は、協力者が死亡した場合は200万円以下とし、また、身体に著しい障害が残ることが明らかであると認められる場合は、災害補償法の別表に定める身体障害の等級区分により、第1級から第3級までを200万円以下、第4級から第6級までを120万円以下、第7級及び第8級を40万円以下とし、それぞれの範囲内で適切な運用が行われるよう、包括的に定められたものである。

なお、特別報賞金の納付額は、死亡した場合には、その功労の程度を、身体障害の場合は、その功労の程度及び障害の程度をしん酌して、特別報賞金納付額基準表により決することとされた。

2 減額支給

他の法令等により給付又は補償を受けるものについては、功労及び協力の程度等を考慮して前記基準表により算出した金額を減額して支給することとされた。

第6 身体障害等級の決定（第6条関係）

身体障害の等級については、災害補償法が準用され、地方公務員の公務災害の場合と同一の基準によることとされた。したがって、障害が2以上存在する同時傷害の場合は、等級の繰り上げや9級以下であつても、給付の対象となることがあるので適正な取扱いに留意する必要がある。

なお、障害等級決定の公正を期するため、最終的には、地方公務員の公務災害時の障害等級を決定する場合の指定医の認定をうけることとする。

第7 遺族等の範囲（第7条関係）

この規定は、遺族の範囲及び支給を受ける順位を明確化したのである。

第8 経費の負担区分（第8条関係）

1 負担区分

特別報賞金の経費の負担区分を定めたもので、警察法（昭和29年法律第162号）第37条

に定める負担区分に従い、すべて国費又は県費の検査費又は報償費から支出することとされた。

2 支出経費

検査費又は報償費の支出経費は、山梨県警察組織条例（昭和37年山梨県条例第5号）及び山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）に定める所掌事務に従い、協力事案の犯罪の種別又は協力の態様等によって、その事案の主管課の検査費又は報償費をもつてこれに充てることとする。

第9 納付の決定及び通知（第9条関係）

1 納付の決定

- (1) 第4条の規定により上申を受けた本部長は、警務部長にその審査を命ずることとする。
- (2) 警務部長は、主管部長と協議し、協力援助事案について特別報賞金給付の適否を審査し、給付の必要を認めた場合は、その功績の程度、障害の等級及び給付額案を策定し、本部長に報告するものとする。
- (3) 報告を受けた本部長は、速やかに給付額等を決定し、警務部長にその支出命令を行うものとする。

2 通知

警務部長は、支出命令を受けたときは、総務室長（会計課長）及び主管部長（主管課長）に所要の手続を行つたのち、速やかに様式第3号による給付決定書とともに、特別報賞金の給付上申をした所属長を経て、協力者又はその遺族に通知して給付することとする。

3 その他（迅速な給付）

特別報賞金は、その性格上時宜を失刷ることなく給付することが必要であるので、上申、審査等を速やかに行わねばならない。したがつて、身体障害の場合においても、傷害治癒後の後遺症が明確になるまで待つことなく、それぞれの等級の身体障害が残ることが明らかであると認められる範囲において、給付できるよう配意することとした。